

福祉医療費助成方法の変更について

佐世保市子ども未来部子ども支援課

1 変更内容

現在、償還払い方式（申請した方に対し後日払い戻す方法）により助成している小・中学生ならびにひとり親家庭等福祉医療費について、助成方法を現物給付方式（医療機関の窓口で自己負担金の上限額のみ支払う方法）に変更するものです。

※ 乳幼児福祉医療費については、平成22年10月から現物給付方式としています。

2 変更時期

令和4年10月1日診療分から対象となります。

3 変更に伴い想定される各医療機関等における作業等

(1) レセプトコンピュータの改修

小・中学生は公費負担番号が「80」、ひとり親家庭等は公費負担番号が「81」で支払基金等を通じて、福祉医療費を市へ請求いただくため、レセプトコンピュータの改修が発生すると想定しておりますので、対応についてご協力をお願い申し上げます。

【公費負担番号】

支給対象者	法別番号		都道府県番号		実施機関番号			C/D
乳幼児	8	0	4	2	0	0	2	9
小・中学生	8	0	4	2	0	0	2	9
ひとり親家庭等 (親・子)	8	1	4	2	0	0	2	8

(2) 対応時期についての調査

レセプトコンピュータの改修等一定の作業が必要になることから、実施時期につきまして、調査を実施させていただきたいと思っておりますので、ご多忙のところ恐れ入りますが、ご回答をお願い申し上げます。

※ 別紙「小・中学生ならびにひとり親家庭等福祉医療費の現物給付についての調査票」参照

(3) 佐世保市への償還払い未申請分の支給申請のご協力

令和4年9月30日以前の診療分で、領収書をなくされた方の、医療機関等証明書が発行作業が増えることが想定されます。

4 対象者

- (1) 小・中学生：佐世保市に住民登録があり、健康保険に加入している小・中学生
 - (2) ひとり親家庭等（親）：ひとり親家庭で20歳未満の子を養育している方
ひとり親家庭等（子）：「ひとり親家庭等（親）」の子か、父母のいない子で18歳未満の方または、高等学校在学中で20歳未満の方
- ※ ひとり親家庭等につきましては、認定に際して所得制限があるため、毎年、子ども支援課で所得判定を行い、所得制限内の方に受給者証を送付しています。

5 対象医療機関等

佐世保市内の医療機関等に限ります。

※ 乳幼児は長崎県内全域で現物給付を行っていますが、今回実施する小・中学生ならびにひとり親家庭等については佐世保市の事業となるためです。

6 対象医療費

疾病又は負傷で医療機関等へ受診し、支払った保険診療に係る一部負担金（3割）に対して下記自己負担額を除いた額を助成します。

7 自己負担額

医療機関等ごとに、1日上限800円、月額上限1,600円です。
ただし、院外処方による調剤薬局分には、自己負担はありません。

8 対象外医療費

入院時の食事療養及び生活療養に係る給付や自費診療分は対象外です。

9 他法等との優先関係

健康保険各法による高額療養費、他公費制度（生活保護・小児慢性・育成医療など）、一部の健康保険組合の附加給付金制度は、福祉医療費より優先されます。

10 給付方法

福祉医療費助成の方法は、「現物給付方式」と「償還払い方式」の2種類があります。

※ 別紙「フロー図」参照

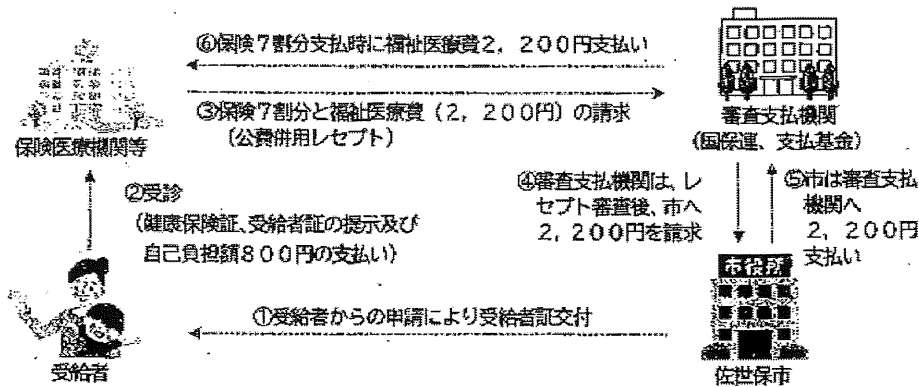
【フロー図】

(1) 現物給付方式

医療機関の窓口では、受給者証に記載されている自己負担金額のみを徴収します。保険診療の一部負担金額（総医療費の3割）と徴収した自己負担額の差額を、医療機関から国保連合会、支払基金へ乳幼児福祉医療費分として請求する方法で、医療機関が乳幼児福祉医療費を乳幼児（保護者）に代わって請求する方法です。

【設定事例】

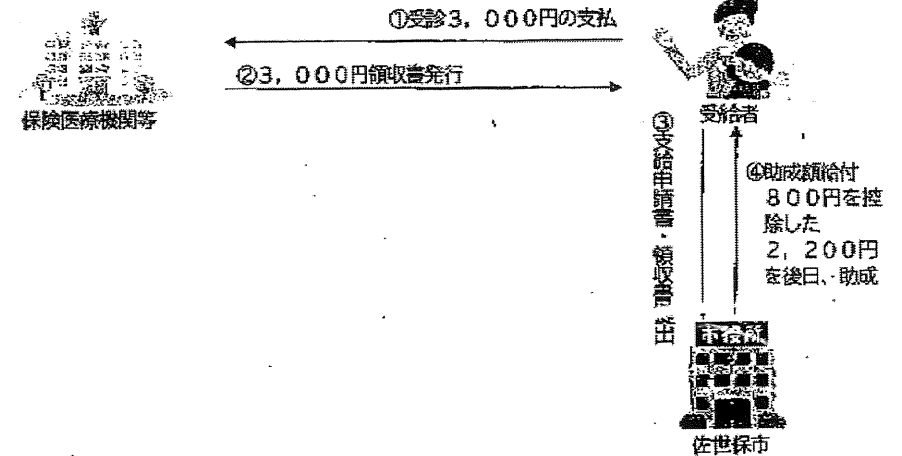
- 総医療費：10,000円
- 一部負担金：3,000円
- 自己負担額：800円
- 通院日数：1日



- ① 受給者は、事前に佐世保市から受給者証の交付を受けます。
※受給者証は健康保険証を確認の上、即日交付、または郵送で交付します。
- ② 受給者は、受診の際に健康保険証ならびに受給者証を提示します。
医療機関では、福祉医療で定める自己負担額（1日上限800円、月額上限1,600円）を徴収します。※この事例では800円を徴収。
- ③ 医療機関は、総医療費の一部負担金（7割）と自己負担額の差額（2,200円）を福祉医療費分として公費併用レセプトにより国保連合会、支払基金（以下「審査支払機関」という。）へ請求します。
- ④ 審査支払機関では、医療機関からの請求を受けて、レセプトの妥当性を審査後、佐世保市へ福祉医療費（2,200円）を請求します。
- ⑤ 佐世保市では、審査支払機関からの請求を受けて、福祉医療費を審査支払機関へ支払います。
- ⑥ 審査支払機関では、佐世保市からの支払を受けて、医療機関へ総医療費の一部負担金（7割）と福祉医療費（2,200円）を支払います。

(2) 償還払い方式

医療機関の窓口では、総医療費の一部負担金を通常どおり徴収します。福祉医療費として佐世保市が助成する金額は、受給者が佐世保市へ医療費の領収書を提出して請求することになります。



- ① 受給者は、健康保険の一部負担金全額を保険医療機関等の窓口で支払う。
- ② 保険医療機関等は、医療費の保険点数が明記された領収書を受給者へ発行する。
- ③ 受給者は、市へ福祉医療費の支給申請を行う。
- ④ 市は、福祉医療費助成制度の自己負担額（保険医療機関等ごとに、1日上限800円、月額上限1,600円）を差し引いた助成額を受給者の登録口座へ給付する。